

国民の保護に関する基本指針（修正案）新旧対照表

（下線部分 は改正部分。）

修正案	現行
国民の保護に関する基本指針目次（略）	国民の保護に関する基本指針目次（略）
<u>はじめに</u> （略）	<u>はじめに</u> （略）
<u>第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針</u> （略）	<u>第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針</u> （略）
<u>第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項</u> （略）	<u>第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項</u> （略）
<u>第3章 実施体制の確立</u> （略）	<u>第3章 実施体制の確立</u> （略）
<u>第4章 国民の保護のための措置に関する事項</u>	<u>第4章 国民の保護のための措置に関する事項</u>
第1節 住民の避難に関する措置	第1節 住民の避難に関する措置
1～3（略）	1～3（略）
4 避難住民の誘導	4 避難住民の誘導
(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）
(4) 警察官等による避難住民の誘導	(4) 警察官等による避難住民の誘導
○市町村長は、当該市町村の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署の長をいう。以下同じ。）又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して警察官、海上保安官又は自衛官（以下4において「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請するものとする。市町村は、これらの連絡先等についてあらかじめ定めておくものとする。	○市町村長は、当該市町村の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、 <u>管区海上保安本部</u> ）の長をいう。以下同じ。）又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して警察官、海上保安官又は自衛官（以下4において「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請するものとする。市町村は、これらの連絡先等についてあらかじめ定めておくものとする。
○（略）	○（略）
(5)～(8)（略）	(5)～(8)（略）
5（略）	5（略）
第2節 避難住民等の救援に関する措置（略）	第2節 避難住民等の救援に関する措置（略）
第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置	第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

<p>1・2 (略)</p> <p>3 生活関連等施設の安全確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>① 体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) <p>○情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の確保、職員の体制整備、関係機関相互の連携体制の整備その他の武力攻撃原子力災害に的確かつ迅速に対処するための体制の整備については、防災基本計画(原子力災害対策編)の定め例により行うものとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 原子炉の運転停止</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 原子炉の運転停止の際の電力供給の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) <p>○国〔資源エネルギー庁〕は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民保護計画で定めるところにより、発電用原子炉の状態、代替電力の確保状況等について、直ちに、発電用原子炉を設置する原子力事業者から <u>聴取する</u>。また、国〔資源エネルギー庁〕及び電力広域的運営推進機関は、当該原子力事業者以外の一般電気事業者の状況も含め、電気の需給状況を把握した上で、</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 生活関連等施設の安全確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>① 体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) <p>○情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の確保、職員の体制整備、関係機関相互の連携体制の整備、<u>緊急時予測システム</u>その他の武力攻撃原子力災害に的確かつ迅速に対処するための体制の整備については、防災基本計画(原子力災害対策編)の定め例により行うものとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 原子炉の運転停止</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 原子炉の運転停止の際の電力供給の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) <p>○国〔資源エネルギー庁〕は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民保護計画で定めるところにより、発電用原子炉の状態、代替電力の確保状況等について、直ちに、発電用原子炉を設置する原子力事業者から <u>聴取するとともに</u>、当該原子力事業者以外の一般電気事業者の状況も含め、電気の需給状況を把握した上で、状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、</p>
--	--

状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づく指示、業務改善命令、供給命令のうち必要と認める措置を講ずるものとする。

○ (略)

ウ (略)

⑤～⑦ (略)

4・5 (略)

6 感染症等の指定等の特例

○厚生労働省は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により 既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下6において「感染症法」という。）第6条第2項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。厚生労働省は、当該措置を的確かつ迅速に講ずるため、あらかじめ、この場合の手続、入院の勧告又は措置、患者の移送、建物への立入禁止、交通の制限又は遮断など指定した後に講ずべき措置の具体的内容及び方法、都道府県その他の関係機関との連携の在り方等について定めるものとする。

○ (略)

○厚生労働省は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定する A類疾病及びB類疾病以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある

電気事業法の規定に基づく業務改善命令、供給命令等のうち必要と認める措置を講ずるものとする。

○ (略)

ウ (略)

⑤～⑦ (略)

4・5 (略)

6 感染症等の指定等の特例

○厚生労働省は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下6において「感染症法」という。）に規定する二類感染症又は三類感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。厚生労働省は、当該措置を的確かつ迅速に講ずるため、あらかじめ、この場合の手続、入院の勧告又は措置、患者の移送、建物への立入禁止、交通の制限又は遮断など指定した後に講ずべき措置の具体的内容及び方法、都道府県その他の関係機関との連携の在り方等について定めるものとする。

○ (略)

○厚生労働省は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定する 一類疾病及び二類疾病以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある

<p>場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の規定に基づき、当該感染症を <u>A類疾病として</u> 指定することにより、予防接種を実施するものとする。厚生労働省は、予防接種を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ、この場合の手続、予防接種の実施、地方公共団体その他の関係機関との連携の在り方等について定めるものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生活基盤等の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電気・ガス・水の安定的な供給等</p> <p>○電気事業者及びガス事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関 <u>並びに電力広域的運営推進機関</u> は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、関係職員の参集、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連携体制の確立等、武力攻撃事態等において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6節・第7節 (略)</p> <p><u>第5章 緊急対処事態への対処</u> (略)</p> <p><u>第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続</u> (略)</p>	<p>場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の規定に基づき、当該感染症を <u>一類疾病として</u> 指定することにより、予防接種を実施するものとする。厚生労働省は、予防接種を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ、この場合の手続、予防接種の実施、地方公共団体その他の関係機関との連携の在り方等について定めるものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生活基盤等の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電気・ガス・水の安定的な供給等</p> <p>○電気事業者及びガス事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、関係職員の参集、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連携体制の確立等、武力攻撃事態等において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6節・第7節 (略)</p> <p><u>第5章 緊急対処事態への対処</u> (略)</p> <p><u>第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続</u> (略)</p>
--	---